

○令和3年第4回定例会における代表質問・一般質問の時間配分について(案)

令和3年10月7日の議会運営委員会(自律的会議)において協議し、以下の「平成29年第4回定例会から令和2年第4回までの運用を一部参考とした配分案」により、令和3年第4回定例会の代表・一般質問の時間配分を決定したい。

「平成29年第4回定例会から令和2年第4回までの運用を一部参考とした配分案」

平成29年第4回定例会から令和2年第4回までの運用方法のポイント

- 飯田市議会先例集第7章2節代表質問(8)にある運用の規定を適せず、配分表による運用を確認している。
- 現在の会派構成が維持されている間に実施する代表質問・一般の時間配分について適用した。
- 議員構成2名の会派(当時2派)についての扱いを整理した。

配分表案 ユニット制を基本とする

\*ユニット制とは、会派の代表質問時間120分から代表質問の予定時間を差し引いた残時間を、一般質問配分の時間へ足すこと。

会派 (構成人数)	代表質問時間	一般質問配分	調整分	計
新政いいだ (8)	120	80		200+ $\alpha$
会派きぼう (6)	120	60		180+ $\alpha$
会派みらい (3)	120	20		140+ $\alpha$
公明党 (3)	120	30		150+ $\alpha$
日本共産党 (2)	100※1			100+ $\alpha$
無会派 (1)	—	10		10+ $\alpha$
計	580	200	60※2	840 (14時間)

【上記表の注釈】

- ※1 令和2年第4回定例会の配分時間を例として、代表質問について議員構成2名の会派上限時間の100分を入れている。100分の考え方、下表を参照。
- ※2 調整時間は、代表質問と一般質問の合計上限時間の原則14時間(840分)から代表質問、一般質問の基本割り当て分の1人当たり10分×会派(無会派議員を含む)所属人数を差し引いた残時間。この調整分には、先例(8)のオの20分を内包している。この20分の調整分は、先例同様の扱いとする。つまり、この20分の分については、議長選出会派はプラス調整できないこととするもの。

## 【参考】

### 「令和2年第4回定例会における代表質問・一般質問の時間配分について」より抜粋

- (1)※ 100分の根拠として、80分+20分とする考えと120分-20分とする考え等が示されているが、どれか一方の視点での合意が困難であるため、根拠に拘らず共通の結果である100分を適用する。
- (2) 代表質問の上限は120分（但し議員構成2名の会派の上限は100分）とし、代表質問及び一般質問の時間として割り当てられた合計時間の枠内で、どちらにどれだけ充てるかを定めることができる。
- (3) 調整分については、配分した会派において残時間が生じた場合は、議会運営委員会で協議する。
- (4) 調整分の内、旧調整分は飯田市議会先例集第7章第2節代表質問(8)オと同様の扱いとする。